

令和5年5月24日

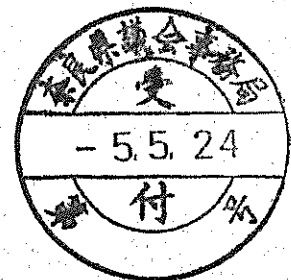
奈良県議会議長

岩田 国夫 殿

氏名 清 水 勉

令和5年度4月分政務活動費に係る収支報告書について

奈良県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の
規定に基づき、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支
報告書を提出します。



別紙

令和5年度4月分政務活動費収支報告書

氏名 清水 勉

1 収入

政務活動費 280,000円

2 支出

(単位:円)

経 費	支 出 額	主たる支出の内訳
調査研究費	10,172	ガソリン代、会費等
研 修 費	0	
広聴広報費	4,574	レンタルサーバー料等
要請陳情等 活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	4,262	新聞代
事務所費	28,108	事務所家賃等
事 務 費	7,208	電話代等
人 件 費	82,115	補助職員給与
合 計	136,439	

3 残 余

143,561円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

第9号様式(第5条関係)

会計帳簿

会派・議員名 清水 勉

(単位:円)

(令和5年 4月分)

年月日	預り番号 整理番号	具体的な内容・使途	収入額	支出額	残分率 (%)	政務活動費 充当額	使途項目(相当の内訳)									
							調査研究費	研修費	広報広報費	要請活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
R5.4.1	1	保守サービス料 給料らくだプロ22ダブル (令和5年4月の1ヶ月分) (12,980×22)×1/12=41,104		1,104	50.00	552								552		
R5.4.1	2	職員用パソコン修理リース料 (R5年4月の1ヶ月分) (4,878×1/12=406)		406	50.00	203								203		
R5.4.1	3	新生会研修費 年会費 (R5年4月の1ヶ月分) (60,000×1/12=5,000)		5,000	75.00	3,750							3,750			
R5.4.1	4	日本経済新聞 (R5年4月の1ヶ月分) (33,000×1/12=2,750)		2,750	100.00	2,750					2,750					
R5.4.1	5	複合複写リース料 (R5年4月の1ヶ月分) (32,580×1/12=2,713)		2,713	50.00	1,356								1,356		
R5.4.1	6	事務所家賃 (R5年4月の1ヶ月分) (300,000×1/6=50,000)		50,000	50.00	25,000						25,000				
R5.4.9	7	ガソリン代 (¥4,319)		4,319	50.00	2,159							2,159			
R5.4.10	8	補助職員給与(4月分) (107,751+220×3,800=411,771)		111,771	50.00	55,885								55,885		
R5.4.10	9	補助職員給与(4月分) (50,855+0+1,606=52,461)		52,461	50.00	26,230								26,230		
R5.4.12	10	SSL証明書更新(R5年4月の1ヶ月分) (33,000×220)×1/12=42,768		2,768	50.00	1,384			1,384							
R5.4.17	11	事務所電気代(4月分)(¥5,297)		5,297	50.00	2,648						2,648				
R5.4.19		政務活動費(4月分) 受入	280,000													
R5.4.20	13	事務所固定電話(31-3710)(4月分) (¥8,025)		8,025	50.00	4,012								4,012		
R5.4.20	14	レンタルサーバー料(AUC)(4月分) (¥6,380)		6,380	50.00	3,190			3,190							
R5.4.20	15	歴史博物館法人ゴールドリボン・ネットワーク 2023年度ゴールドリボン委員寄付(継続分)1		2,000	100.00	2,000							2,000			
R5.4.22	16	ガソリン代(¥4,526)		4,526	50.00	2,263							2,263			
R5.4.26	17	新聞紙料(4月~5月分のうち4月分を充当) (4,340×1/2=2,170)		2,170	50.00	1,085								1,085		
R5.4.26	18	奈良新聞(4月分)(¥3,024)		3,024	50.00	1,512						1,512				
R5.4.28	19	事務所水遣代(3月分)(¥920)		920	50.00	460								460		

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

【 2023年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 (事務費) ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率で按分
1	5.4.1	1,104	50%	552	

保守サービス料 給料らくだプロ22ダブル
(令和5年4月の1ヶ月分)

NANTO BANK カードサービスご利用明細

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
振替振込	020	04-08-10
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162		
お取引	お取引	お取引
現金内訳	***	***
お取扱時分	お取引金額	手数料
10:20	¥12,980	¥275
残高		おつり
		*

銀行使用欄
0037

ご案内またはお振込内容

三井住友銀行

カ) ヒーイルシステム
ムケツキユウツヨリマ
175922ツミスツム リマ

裏面のご案内等もあわせてご覧ください、南都銀行

$$12,980 + 275 = \text{¥}13,255.-$$

$$13,255 \times 1/12 = \text{¥}1,104$$

申込請書

2022年8月8日

〒636-0023 奈良県北葛城郡王寺町太子3-1-15

奈良県議会議員 清水勉事務所

清水 勉 様

電話番号：0745-31-3710 FAX番号：0745-43-8710

7/12,980.-

株式会社ビーエスエルシステム研究所
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-11 日新ビル4F
TEL 03-3352-6103 / FAX. 03-3352-6108

日頃より弊社製品をご愛顧頂き、誠にありがとうございます。
下記の内容で「保守サービス」のお申し込みを受け付けましたので、ご連絡いたします。

申込受付日	2022年8月8日
お客様番号	175922
サービス内容	給料らくだプロ22 ダブル [サービス期間:2022年9月1日~2023年8月31日]
金額	12,980円(税込)

お支払方法： 振込(前払い)

入金確認後に、サービスを開始いたします。(代金前払です) 下記の弊社指定口座へお振込ください。

三井住友銀行
りそな銀行
みずほ銀行
郵便局

株式会社ビーエスエルシステム研究所
(株)ビーエスエルシステム研究所
株式会社ビーエスエルシステム研究所
株式会社ビーエスエルシステム研究所

※お振込時のご注意

振込手数料はお客様にてご負担いただきますよう、お願いいたします。
大変お手数ではございますが、お振込の際にはお振込人の名義の前に、上記の「お客様番号」をご記入ください。
お振込名義の最初の7文字以内にお客様を識別できる名称が含まれていない場合(「特定非営利活動法人」ではじまる場合など)には、ご入金の確認ができませんので、必ず番号をご記入ください。また番号のご記入がない場合で、お客様の登録名義とお振込名義が異なる場合は、弊社までご連絡ください。(「継続申込書」にて、すでに振込時の名義をご連絡いただいているお客様は、再度ご連絡の必要はございません)

通信欄：保守サービスをお申し込みいただきまして誠にありがとうございます。
ご入金確認後、「保守会員カード」を送付させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。
※既にご入金お手続きがお済みの場合はご容赦ください。

228,08

636-0023
奈良県北葛城郡王寺町太子3-1-15

奈良県議会議員 清水勉事務所

清水 勉 様

175922

給料らくだプロ22

保守会員カード 在中

使いこなせる業務ソフト らくだシリーズ・かるがるできるシリーズ
BSL 株式会社BSLシステム研究所
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-11 日新ビル
TEL.03-3352-6103 FAX.03-3352-6108

製品の操作や、プログラムのアップグレード・法改正等への対応などの製品内容に関するご質問は、BSLサポートセンターまで、お気軽にお問い合わせください。
TEL.03-3352-6241 FAX.03-5362-7860

YSP20220816-C-175922

BSL製品をご利用のお客様へ

「保守会員カード」送付のご案内



日頃より弊社製品をご愛用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、お客様にご利用いただいております製品の「保守サービス」の提供を開始いたしました。

ここに「保守会員カード」をお送りいたしますので、ご査収ください。

「保守サービス」の提供期間中、製品マニュアル等に記載の「ユーザーサポート」ご提供いたします。

今後とも弊社製品を末永くご愛用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社 BSLシステム研究所
代表取締役 小野 秀幸

製品の「保守サービス」は、有償の「年間保守サービス」を新規または継続でお申し込みいただきましたお客様、および「無償保守サービス」の付帯した製品をお買い求めになり「ユーザー登録」を行っていただきましたお客様へ、ご提供しております。もしも、このご案内に心当たりのない場合には、お手数ですが弊社までご連絡ください。

保守会員カード

奈良県議会議員 清水勉事務所

清水 勉 様

お客様番号	175922
ご登録電話番号	0745313710
保守サービス対象製品	給料らくだプロ22
製品シリアルナンバー	31596-ND117-1107Y-MIUYC
保守サービス期間	開始年月日 2022/09/01 終了年月日 2023/08/31
保守サービス区分	ダブル (ダウンロード + メディア提供)

保守サービス「内容」

- ダブル保守の特典
 - ・法改正等への「対応版プログラム」「アップデートプログラム」「バージョンアップ製品」をダウンロードでご提供。
 - ・「対応版プログラム」等のメディア (CD-ROM等) をご提供。
 - その他の主なサポート内容
 - ・電話・FAX・Eメールによる「操作サポート」をご提供。
 - ・「年間保守サービス」を割引料金でご継続可能。
 - ・上位製品を割引価格でご提供。(上位の製品がある場合)
- ※保守サービスで提供される「ユーザーサポート」の詳細については、製品の「操作マニュアル」をご覧ください。

BSL 株式会社 ビーエスエルシステム研究所



領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

【 2023年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	・ 研修費
・ 広聴広報費	・ 要請陳情等活動費
会議費	・ 資料作成費
・ 資料購入費	・ 事務所費
・ 事務費	・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動 費充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率で按分
2	5.4.1	406.-	50%	203.-	

職員用パソコン再リース料

(令和5年4月1ヶ月分)

別 紙

4,876×1/12=¥406.-

領収証

領収証 No. 20220805-00201
2022年08月05日 発行



三菱H.C.ビジネスリーディング株式会社
作成場所：東京都港区西船場1-3-1

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 奈良県議会議員 清水 勉 様

お問い合わせ番号 4891183

ご契約者名 清水 勉

領収金額 4876 円 2022年07月27日

振替(又はお振込)金融機関

金融機関名 三井住友銀行
支店名 西船場
口座番号 1234567890
口座名義 清水 勉

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

No	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額(税込)円	領収金額(税抜)円	消費税等額
1	2022年06月	1033-7385-1800-04	パソコン	1	0	10%	4876	4433	443
2									
3									
4									
5									
6									
合計							4876	4433	443
							円	円	円
							5%対象計	0	0
							8%対象計	0	0
							10%対象計	4876	443

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

印紙税申告納
付につきま
税務署承認済

再リースのお知らせ兼再リース料のご請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、先日「リース明細満了に伴う契約手続のお知らせ」にてご案内申し上げましたお客様とのリース契約につきまして、ご契約条件に基づき、再リース契約の手続きをさせていただきますのでお知らせいたします。
 本書をもって再リース料の請求書とさせていただきます。
 なお、ご契約内容は右記の通りとなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

敬具

【ご注意】

お支払方法は、原契約が口座振替のお客様は右記指定金融機関より自動引落としとなります。前営業日までにご準備をお願いいたします。また、ご指定いただいたお支払口座と当社に封する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を含めた金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきます。

原契約が銀行振込のお客様は、右記指定口座へお支払日までにご送金いただきますようお願い申し上げます。なお、恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願いいたします。



※ご不明点ございましたら、
 まずは弊社ホームページのFAQをご確認ください。

<https://www.mit-subjishi-hc-bl.co.jp/faq/index.html>

作成日：2022年05月16日



〒251-7108
 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6-1
 WBCマテリアリースタッフ株式会社
 三菱ビルディング内

<再リース契約の内容>

契約番号	1033-7385-1800-01	再リース回数	01回

再リース期間	2022年06月21日より1年間	お支払日	2022年07月27日
再リース料(年額)			3,133 円
消費税等	(10%)		413 円
お支払額			1,876 円
物件番号	002-00	全 1 件(代表物件のみ表示しております)	
物件名	ハウコーン		
メーカー名	NFC		
型式	PC-GN7410YAB 2K3D	台数	1
設置場所	千葉県北葛城郡土町大字3丁目1-15		

※表示文字数を越えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

<お支払方法>

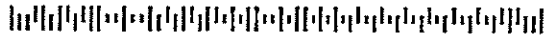
お支払日	2022年07月27日	お支払額	1,876 円
金融機関	南都銀行		
支店名	[REDACTED]		
お引落(お振込)口座	[REDACTED]		
口座名義人	スタッフ		

〒636-0023
 奈良県北葛城郡王寺町
 太子3丁目1-15
 清水勉事務所 内
 清水 勉

様

1 / 2

0007744



〒261-7108
 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6-1
 WBCマリブイースト棟8階
 三菱HCビジネスリース株式会社
 資産管理部 満了担当
 お問い合わせTEL 043-333-7200

リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。さてこの度、現在ご利用いただいておりますリース契約が満了を迎えますが、リース期間満了後も引き続き下記条件にてリース物件をご利用いただけますのでご案内申し上げます。

つきましては下記内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。リース物件の全部または一部について、再リースをご希望されない場合にはご回答期日までに、同封のリース終了通知書にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。なお、リース終了のお申出がないときには、再リースの手続きをさせていただきます。再リース契約時には裏面記載の暴力団排除条項が適用されることを承諾するものとします。暴力団排除条項を承諾いただけない場合は、ご回答期日までにお申し出下さい。その場合は、再リース契約をお断りさせていただきますので、ご了承下さい。

敬具

記

<現在ご利用のリース契約>

契約番号	1033-7385-1800-03	リース期間	2021年06月24日 ~ 2022年06月23日		
***	-	再リース回数	03回		
物件番号	物件名	メーカー名	型式	台数	設置場所
002-00	パソコン	NEC	PC-GN17411UYAB 2C4YD	1	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

物件 全 1件

※表示文字数を越えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

<再リースの条件> ※ 再リースは年1回のお支払いで1年間ご利用いただける制度です。
 ・再リースを希望され、特に契約内容に変更がない場合は手続きの必要はございません。

再リース期間	2022年06月24日 より1年間	金融機関	南都銀行
お支払日	2022年07月27日	お引落 (お振込) 口座	
再リース料 (年額)	4,433 円	支店名	
消費税等	443 円	口座名義人	ミス かつら
お支払額	4,876 円		

<リース契約終了の手続き>

- ①リース終了を希望される場合には、同封のリース終了通知書に必要事項を記入いただきご記名・ご捺印の上、下記回答期日までに弊社宛へ返送下さい。
- ②リース契約を終了された場合、リース物件を原状回復 (コンピューター等のデータ消去を含む) の上弊社指定場所へご返還いただきます。
- ③リース物件はリース会社の所有物となりますので、無断で処分したり販売会社等に引き渡すことはできません。
- ④リース物件の返還に関わる費用 (指定場所への運搬・原状回復の費用等) につきましてはお客様のご負担となります。
- ⑤リース物件返還のお手続きにつきましては、リース期間満了日前後に弊社又は弊社の委託業者 (指定業者) よりご連絡をいたしますのでご確認ください。

※ご契約内容に変更がある場合やご不明点がございましたら、まずは弊社ホームページのFAQをご確認ください。
<https://www.mitsubishi-hc-bl.co.jp/faq/index.html>



【備考欄】

ご回答期日

2022年04月30日

反社会的勢力の排除に係る誓約書

当社は、個人であると法人であるとを問わず、三菱HCビジネスリース株式会社（以下、「貴社」という）に対し、以下の事項を誓約します。

第1条 本誓約書において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

第2条 当社は、現時点および将来にわたって、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 反社会的勢力であることまたは反社会的勢力であったこと
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していること
- (3) 代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
- (4) 暴力団ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されることまたはこの者とかかわり、つながりを持つこと

第3条 当社は、反社会的勢力と次の各号のいずれの関係も有しておらず、将来も持たないことを誓約します。

- (1) 自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係
- (3) その他社会的に非難されるべき関係

第4条 当社は貴社に対して、次の各号のいずれの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを誓約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他前号に準ずる行為

第5条 当社は、自らがリース（再リース）契約（以下、「本契約」という）の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下「履行補助者」という）が、第2条各号のいずれかに該当し、第3条各号のいずれかの関係を持ち、または前条各号のいずれかの行為を行ったときには、ただちに当該履行補助者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採ることを誓約します。

第6条 当社は、自己または履行補助者が、本契約の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に必要な協力を行うことを誓約します。

第7条 当社が前5条の誓約のいずれかに反した場合、貴社が何らの催告を要しないで本契約を解除しても、当社は一切異議を述べないことを誓約します。

第8条 貴社が前条の規定により本契約を解除した場合には、当社に損害が生じても、貴社はこれを賠償することを一切要せず、また、当該解除により貴社に損害が生じたときは、当社はその損害を賠償することを誓約します。

以上

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
					飲食を伴う意見交換会の経費を除く
3	5.4.1	5,000.-	75%	3,750.-	

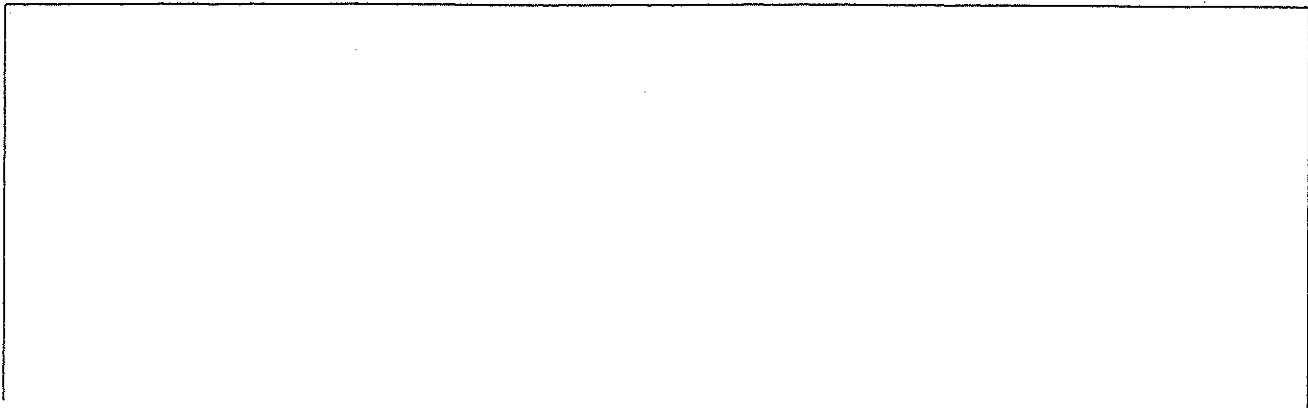
新生奈良研究会 年会費

(令和5年4月の1ヶ月分)

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

009300 51735
 株式会社 奈良新聞社
 金額 60000
 振込宛 南都銀行 本店営業部 (普)975015
 依頼人 奈良県議会議員 清水 勉
 出納(7) 4.10.7 南都・県庁

$60,000 \times 1/12 = \yen 5,000$



請 求 書

発行日 2022年09月27日

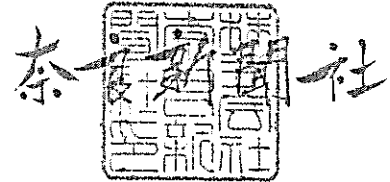
No. 156404-1

〒636-0023
北葛城郡王寺町太子3-1-15

奈良県議会議員
清水 勉

様

株式
会社



〒 社 奈良市法華寺町2番地4 ☎0742-32-1000番 代
〒630-8686
中尾支社 磯城郡田原本町勝手695番1 ☎0744-34-1221番
〒636-0247
東京支社 ☎03(6811)2860番 大阪支社 ☎06(6777)1531番

毎々格別のお引立てに預り厚くお礼申し上げます。
下記の通り御請求申し上げます。 909400

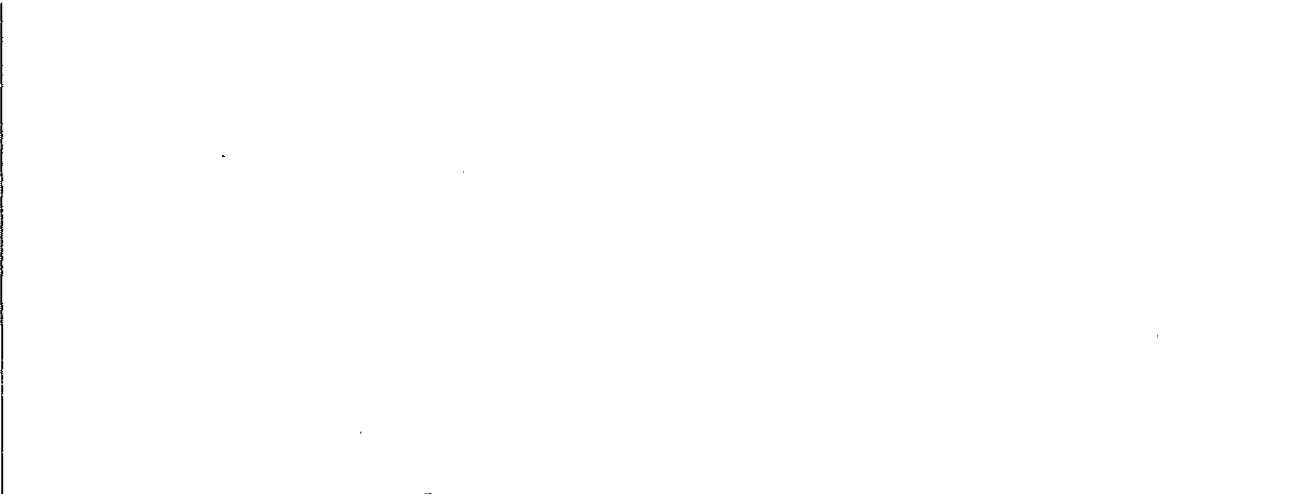
日付	部門	件名	単価	数量	金額
22.09.10	議会	新生奈良研究会 年会費 2022年10月～2023年9月	60,000	1	60,000

郵便局及び南都銀行の本支店からお振込される場合は
下部の振込用紙をご使用になると手数料は不要です。

(地方消費税含む)
消費税額

ご請求金額

60,000



領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

【 2023年4月分請求分 】


使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
4	5.4.1	2,750.-	100%	2,750.-	

日本教育新聞

(令和5年4月の1ヶ月分)

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。	請求番号	001508196500									
	加入者名	日本教育新聞社									
	金額	金 33000									
	振込先	銀行 支店									
依頼人	清水 勉 493588										
料金額	円										
備考											

CVS 収納用収入印紙貼付欄

(お密検控)

(ゆうちょ銀行)

$$33,000 \times 1/12 = \text{¥}2,750.-$$

請 求 書

2022年 12月 5日

清水 勉

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
 下記の通りご請求申し上げます。
 ※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役社長 幹長

東京都港区白 0

電話 03 (0) 008

お支払い先

・振替払込

・銀行振込

・口座名義

00150 - 8 - 196500

みずほ銀行

株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円	読者コード	72-493588	請求書番号	0004566684
-------	----------	-------	-----------	-------	------------

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				33,000 円	2021/12-2022/11
今回入金額				33,000 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2022/12-2023/11
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2022/12-2023/11

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

【 2023年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 <u>（事務費）</u> ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動 費充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率で按分
5	5.4.1	2,713.-	50%	1,356.-	

複合機再リース料

（令和5年4月の1ヶ月分）

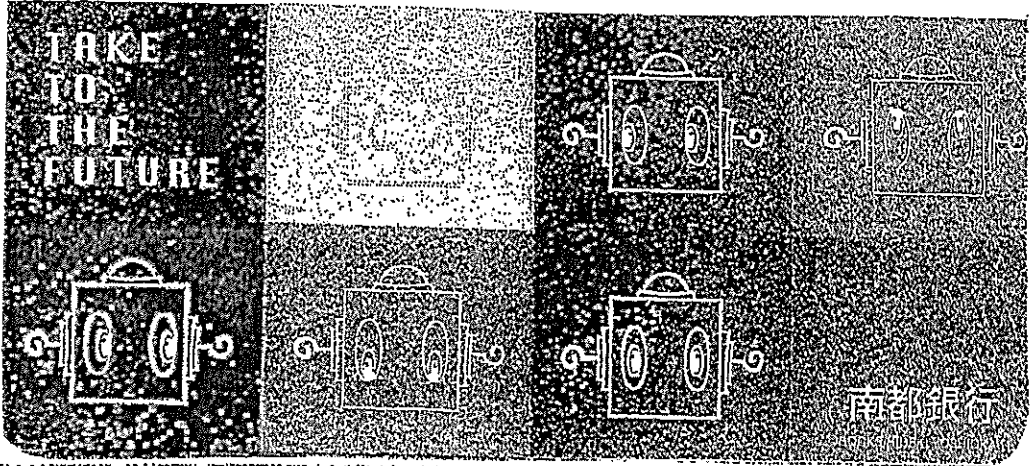
別紙

$$32,560 \times 1/12 = \text{¥}2,713$$

普通預金通帳

清水 勉 様

店番 XXXXXXXXXX 口座番号 XXXXXXXXXX



本 金 引 出 記 録

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

04-07-04 クレジット

32,560 セゾンリース

636-0023

奈良県北葛城郡王寺町
太子3丁目
1-15

奈良県議会議員清水勉事務所
清水 勉

様

B005289#

再リース契約手続き完了通知書
・再リース請求書

発行日 2022年06月21日

拝啓 毎度格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、弊社よりご案内しておりました「リース（再リース）契約期間満了に伴う契約手続きのご案内」に対し、再リース契約の更新をしていただき誠にありがとうございました。

つきましては、本書面記載の再リース契約内容をご確認いただくとともに、下記のとおり再リース料をご請求いたしますので、支払日前日までに指定口座への準備をお願い申し上げます。

また、期日までにリース契約終了のお申し出がございませんでしたお様にも、再リース契約更新の手続きをとらせていただきましたことを本書面をもってご通知申し上げます。

本件につきましてご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

※ 年一回請求 ※

請求金額	29,600円
消費税	2,960円
請求金額合計	32,560円

通 数
1/1

「請求金額合計は預り金差し引き後の金額です」

支払方法	口振
金融機関	南都銀行
支 店	■■■■■
預金口座	■■■■■ 口座№ ■■■■■
口座名義	シズ ツム

お 支 払 日

2022年07月04日

口座への入金はお振り込み
お振込ください

株式会社 **クレディセゾン**

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
お問い合わせ先 リース部

0570-666-789

契約 No 債権種類	当回数 総回数	代 表 物 件 名 所 設 置 場 所	金 額	消 費 税	合 計
再リース期間 45-6361-214	0	22年 5月12日~23年 5月11日 富士ゼロックス DCVIC2271PFS 複合機	29,600	2,960	32,560
再リース	0	奈良県議会議員清水勉事務所 清水勉	29,600	10%課税	

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

【 2023年4分請求分 】

用途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ <u>事務所費</u> ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動と後援会活動費で時間按分
6	5.4.1	50,000.-	50%	25,000.-	

事務所家賃

(令和5年4月の1ヶ月分)

領 収 証 奈良県議会議員 清水 勉 様 No. _____

★ **¥300,000** ★

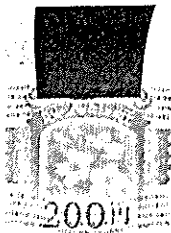
但 令和5年4月1日～令和5年9月30日の事務所家賃として

令和5年 4 月 1 日 上記正に領収いたしました

内 訳 現金

税抜金額

消費税額等(%)



コクヨ ウケ-55

300,000 × 1/6 = ¥50,000.-

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

用途項目	
調査研究費	研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議費	資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
					政務活動と私的活動の併用で 1/2 按分
7	5.4.9	4,319.-	50%	2,159.-	

93591

EneJet ドットレコーダー

※内容書(領収書)
 (株)ENEOSジェネレーションズ
 香芝インターSS
 奈良県香芝市尼寺2-340
 TEL:0745-78-7757
 2023/04/09(日)10:55

ガソリン代



レギュラー
 000260 ¥4319
 28.23L @153.0 L-7 N-19
 アプリクーポン適用(2004)
 4円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,319
 (10%対象 ¥4,319
 内消費税 ¥392)
合計 ¥4,319
 ENEOSポイント残高 20P
 承認No. 0039424
 支払方法 一括

オドメーター

事前4-ツリ OK
 端末処理通番 15977
 ENEOS SSアプリID 0001606605
 EneKeyID

93,571Km

※本書保管上のお願い!!
 財布・手帳等にはさんで保管頂く
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。

★ドリンク&フード30円引き!★
 今ならこのレシート持参で
 ドリンク&フード30円引き!
 ∞このチケットを店内へ∞
 5/7まで有効

No.6857 担当:0777
 POS番号01

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

用途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動と後援会活動で按分
8	5.4.10	111,771.-	50%	55,885.-	

補助職員給与

NANTO BANK カードサービスご利用明細
 いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日		
振替振込	540	05-04-10		
お取引銀行	お取引店	口座番号		
0162				
お取引	1万円(枚)	5千円(枚)	千円(枚)	硬貨円
現金内訳	***	***	***	*
お取扱時分	お取引金額	手数料		
10:12	¥107,751	¥220		
炭高		おつり		
	*	*		

銀行使用欄
0239

ご案内またはお振込内容
南都銀行

お取引人
[Redacted]

お振込人
シミズ ツトム サマ

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

(107,751+220)+源泉徴収税額(3,800)=¥111,771.-

支給年月	所属コード	社員コード	氏名
2023年4月	01	001	様

給与明細書
奈良県議会議員 清水 勉事務所

支給項目	時給	残業手当	深夜残業手当	勤怠減額			
	75,288	32,538		-475			
控除項目					課税通勤費	非課税通勤費	支給額合計
						4,200	111,551
	健康保険料	厚生年金料	雇用保険料	社会保険料合計	課税対象額	所得税	住民税
					107,351	3,800	
							控除額合計
							3,800

就業	出勤	有給	特別	欠勤	出勤時間	残業	深夜	遅刻早退
	18	0		0	79.25	34.25	0.00	0.50

		差引支給額
		107,751

	指定なし
--	------

領収証書

給与所得・退職所得等の
所得税徴収計算書(等)

国税整理
退職金資金

区分	32301	支払年月日	05	04	10	納期等の区分	05	04	10
俸給・給料等	050410	税務番号	00036434	12月納税11期	110	納期	05	04	10
賞与(税額数字を除く)		氏名	カツラキ	12月納税11期	110	年	05	04	10
日雇労働者の 賃金		住所		12月納税11期	110	月	05	04	10
退職手当等		電話番号		12月納税11期	110	日	05	04	10
税理士等の 報酬		氏名	ミエス ツトム	12月納税11期	110	年	05	04	10
役員賞与		住所		12月納税11期	110	月	05	04	10
同上の支払 確定年月日		氏名		12月納税11期	110	日	05	04	10

国庫金

住所 (併在部) [Redacted]

氏名 (併在部) ミエス ツトム

摘要

証券式領収書

納期 年 月 日 05 04 10

支拂方 源泉所得税 及び 譲渡特別所得税

証券式領収書

納期 年 月 日 05 04 10

支拂方 源泉所得税 及び 譲渡特別所得税

(納期年月日及び領収者名)

05.04.10

山崎(3)

海都・興行

左記の合計額を領収しました。

◎ 日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかお確かめください。

¥5,406 円のうち
¥3,800 円 ([Redacted])

4-03405-03251550 0 (YC-00694) H

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動と後援会活動で按分
9	5.4.10	52,461.	50%	26,230-	

補助職員給与

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
振替振込	540	05-04-10
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162		
お取引 (万円(収) 5千円(収) 千円(収))	硬貨円	
現金内訳	*** ** * * *	
お取扱時分	お取引金額	手数料
10:10	¥50,855	¥0
残高		おつり
		* * *
銀行使用欄		
0234		
ご案内またはお振込内容		
お受取人	南都銀行	
ご依頼人	ツミス ツトム サマ	
裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行		

I72-107 403 885×6×1,000 KCS

(50,855+0)+源泉徴収税額(1,606)=¥52,461.

支給年月	所属コード	社員コード	氏名
2023年4月	01	003	様

給与明細書
奈良県議会議員 清水 勉事務所

支給項目	時給	残業手当	深夜残業手当	勤怠減額				
	47,500	5,225						
						課税通勤費	非課税通勤費	支給額合計
								52,725
控除項目	健康保険料	厚生年金料	雇用保険料	社会保険料合計	課税対象額	所得税	住民税	
			264	264	52,461	1,606		
								控除額合計
								1,870

就業	出勤	有給	特別	欠勤	出勤時間	残業	深夜	遅刻早退
	14	0		0	50.00	5.50	0.00	0.00

		差引支給額
		50,855

	指定なし
--	------

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費	研修費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費
広聴広報費	要請陳情等活動費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
10	5.4.12	2,768.-	50%	1,384.-	政党へのリンク、政務活動以外の記事があるため。

SSL 証明書更新(令和5年4月の1ヶ月分)

NANTO BANK カードサービスご利用明細
 いつもご利用いただきありがとうございます。

お取引内容	振替振込	取扱店	020	ご利用年月日	05-04-12
お取引銀行	0162	お取引店	口座番号		
お取引	現金内訳	お取扱時分	お取引金額	手数料	
1万円(枚) 5千円(枚) 千円(枚)	*** ** *	10:22	¥33,000	¥220	
残高				おつり	
				*	*

銀行使用欄
0030

ご案内またはお振込内容
南都銀行
システム(カ サマ
ツミス ツトム サマ

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

$$(33,000+220) \times 1/12 = \yen 2,768$$

御見積書

見積番号

2023 年 3 月 2 日

奈良県議会議員 清水 勉 事務所 様

下記の通り御見積致しますので何卒御用命下さいませようお願い申し上げます。

キステ株式会社
 奈良
 事業統括取締役 井門 英也
 奈良市高天町10丁目ITビル4階
 TEL(0742)22-1731 FAX(0742)27-2796
 【旧：(株)奈良情報システム】

物 件 名
有 効 期 限
納 期 別 途 相 談
納 入 場 所 指 定 場 所
御 支 払 条 件 通 常 ど お り
合 計 金 額 ¥ 33,000 - (税込)

承認	承認	担当

項	品 名	数 量	単 位	単 価	合 価	摘 要
	SSL証明書更新 (令和5年度分)	1	式	30,000	30,000	
	SSL証明書取得代行・インストール費用一式 (JPRSドメイン認証証明書 有効期限1年)					
	消 費 税 (税 率 : 10%)				3,000	
	合 計 金 額				33,000	

※ 消費税率が改定された場合には、記載の税額に関わらず、ご請求時の税率を適用させていただきます。

7/31, 2は作業終了. 4/1以降は請求あり

備考

納品書

2023年04月10日

No.1388336*

清水 勉 様

キステル株式会社
 奈良市井田町
 事業統括取締役 井田 英也
 〒630-8241 奈良市高天原10-1 T.T.ビル4階
 TEL (0742) 22-1731 (代) FAX (0742) 27-2796

商品コード	品名	数量	単価	金額	摘要
00	SSL証明書更新 (令和5年度分)	1	30,000	30,000	
備考			商品合計	30,000	
担当名			消費税	3,000	
			合計	¥33,000	

請求書

2023年04月10日

No.1388336*

清水 勉 様

キステル株式会社
 奈良市井田町
 事業統括取締役 井田 英也
 〒630-8241 奈良市高天原10-1 T.T.ビル4階
 TEL (0742) 22-1731 (代) FAX (0742) 27-2796

商品コード	品名	数量	単価	金額	摘要
00	SSL証明書更新 (令和5年度分)	1	30,000	30,000	
備考			商品合計	30,000	
担当名			消費税	3,000	
			合計	¥33,000	

上記の通り御請求申し上げます。
 お振込先 南都銀行 口座名 キステム(株)

領収書等添付用紙

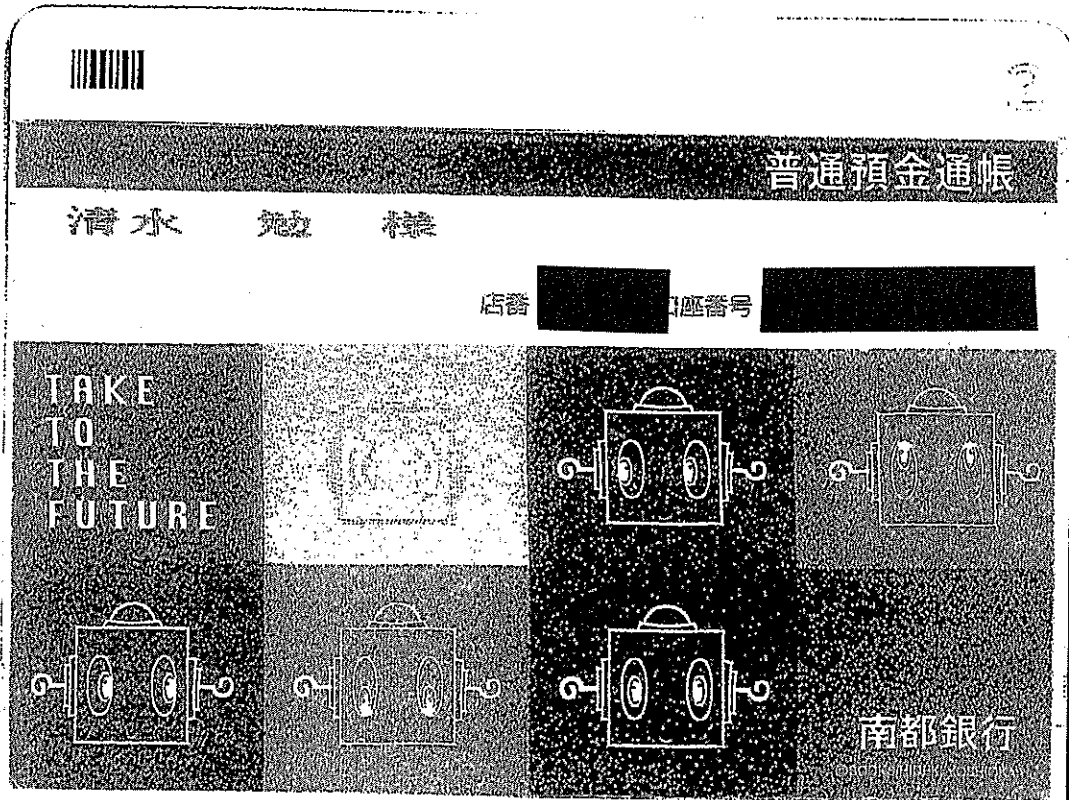
会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ <u>事務所費</u> ・ 事務費 ・ 人件費	

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率で按分
11	5.4.17	5,297.-	50%	2,648.-	

事務所電気代 (4月分)



05-04-17 電気

5,297 4角

領収書等添付用紙

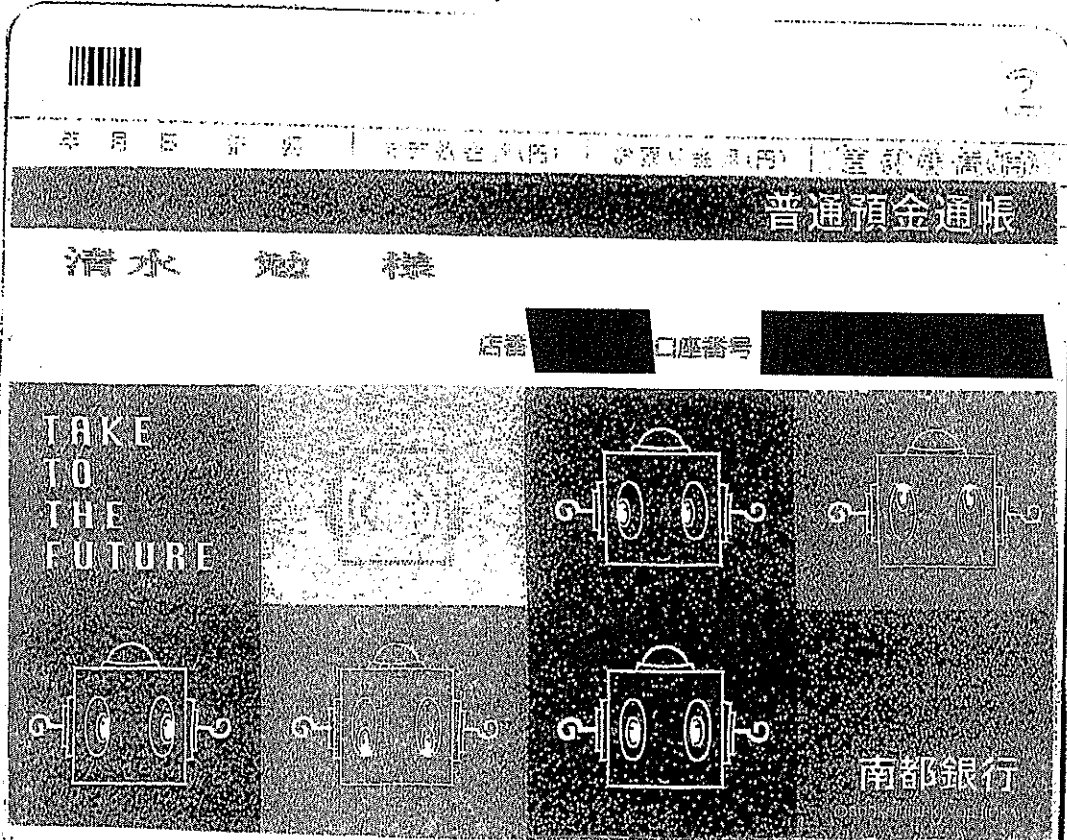
会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率で按分
13	5.4.20	8,025.-	50%	4,012.-	

事務所固定電話代 (4月分)



05-04-20 電話

8,025 05 04 04

内訳項目金額(円) CHANGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0745-31-3710	5,400	フレックス F 準利用料	2月1日～2月28日	算
◇NTT西日本ご利用分 7,651	430	フレックス・あつと割引	2月1日～2月28日	合
	500	フレックス・テレビ伝送サービス利用料	2月1日～2月28日	合
	400	ひかり電話 (基本料)	2月1日～2月28日	合
	200	ナニバー・ディスプレイ使用料	2月1日～2月28日	算
	100	複数チャネル使用料	2月1日～2月28日	合
	104	追加番号使用料 (通話料)	2月1日～2月28日	算
	128	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月1日～2月28日	算
	4	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月1日～2月28日	算
	100	ユニバーサルサービス料他	2月1日～2月28日	算
	100	発行手数料	2月1日～2月28日	算
◇NTTコミュニケーションズご利用分 44	695	消費税等相当額 (合計)	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合
◇料金回収代行サービスご利用分 330	40	ナビダイヤル/テレドーム等への通話料	合算表示の料金合計×10%	算
◇NTT西日本分 (小計) 8,025	4	消費税等相当額 (合計)	2月1日～2月28日。0570 /0180等で始まる番号への通話料で す。	合
◇合計 8,025	330	テレビ視聴サービス利用料	合算表示の料金合計×10%	非対象等
	8,025	(小計)	スカパーJSAT株式会社ご利用分。テ レビ視聴サービス利用料2月分	非対象等
	8,025	合計	8025 × 80% = 74012.-	非対象等

領収書等添付用紙

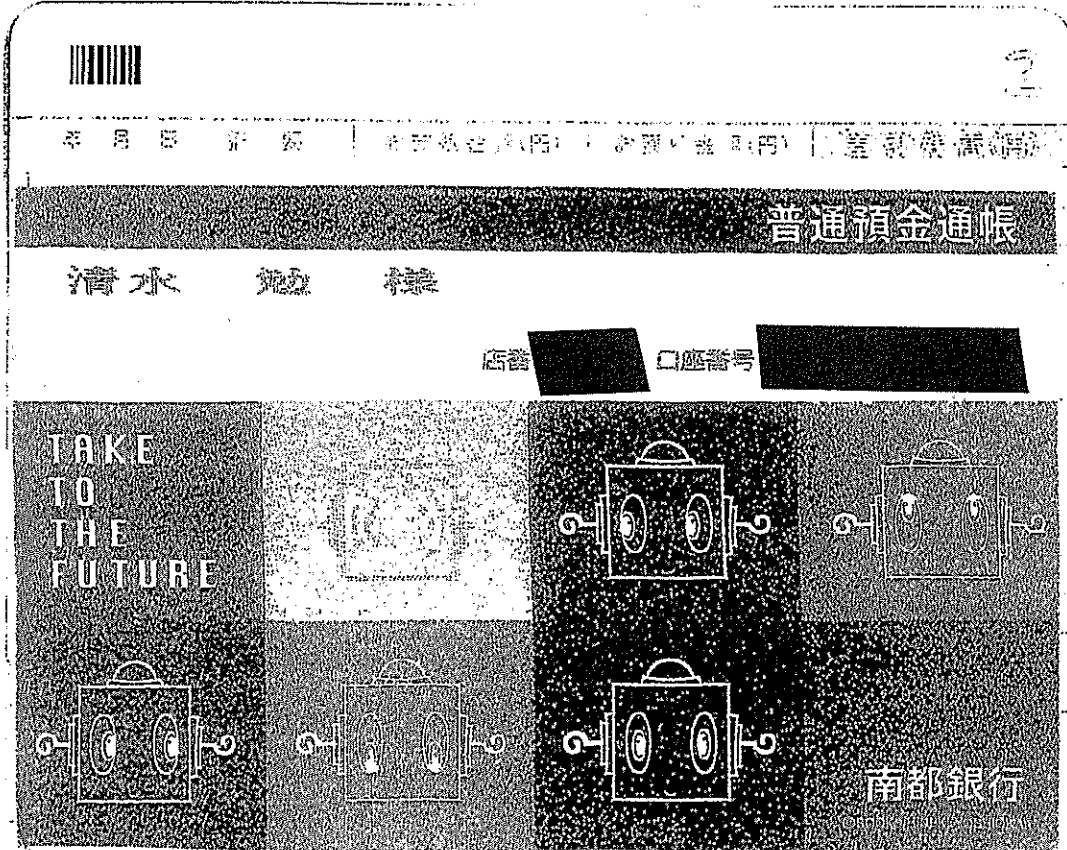
会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

用途項目	
調査研究費	研修費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費
広聴広報費	要請陳情等活動費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
					14

レンタルサーバー料（4月分）



05-04-20 口座振替

6,380 円)AUC

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動 費充当額	按分率の説明
15	5.4.20	2,000.-	100%	2,000.-	

認定 NPO 法人ゴールドリボン・ネットワーク

「2023年度ゴールドリボン会員寄付（継続分）」

払込受領証
(コンビニエンスストア用)

ご依頼人
清水 勉 様
お各様番号
00000000100954690

金額 2,000 円
内消費税等 円

受取人
認定NPO法人ゴールド
リボン・ネットワーク
受取印

収入印紙貼付欄
(コンビニエンスストア用)

受領日附印
23.4.20

(お客様控)
代行会社 三菱UFJファクター(株)

ゆうちよ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2票だけをお出しください。

寄付のお願い

2023年4月10日作成

〒 636-0022
奈良県
北葛城郡王寺町
明神2-4-20

清水 勉 様

10000000000000N010820

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、ゴールドリボン・ネットワークの活動にご支援を賜り
心より感謝申し上げます。
寄付金払込取扱票をお送りいたします。
お近くのコンビニエンスストア、郵便局及びゆうちょ銀行にて
お支払くださいますようお願い申し上げます。
行き違いでお振込みをいただいておりますら、失礼のほどご容赦
ください。

認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク
〒 171-0021
東京都豊島区西池袋2-21-8 目白樺マンション204

TEL : 03-5944-9922

お問い合わせ先 事務局

（この振込取扱票はコンビニエンスストアで払込みされる際のご注意）
本振込取扱票は、お振込みのみに使用でき、お振込み以外に使用することはできません。ご入金の際の残高確認が出来ない場合があります。

明細

				金額
	2023年ゴールドリボン会員寄付として	2,000		2,000

会員各位



2023年4月吉日

認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク
理事長 松井秀文

ゴールドリボン会員のご継続のお願い

早業より 小児がんの子ども達のことをご心配にかけただけにとともに、当法人の活動をご支援いただき、誠にありがとうございます。

今回、貴職のゴールドリボン会員更新をお願いしたくご連絡いたしました。新型コロナウイルス感染症も5月より「5類」へ区分が変更になると言われておりますが、経済的、精神的な影響は、小児がんの子ども達や家族に対してまだまだ大きな懸念を残しております。

皆様からの温かいご支援は小児がんの患児、経験者やその家族が安心して生活できるよう有意義に活用させていただきます。(行き違いの際はご容赦下さい)

今回、ゴールドリボンウォーク2023を5/13(土)に開催いたします。イベントちらしを同封しておりますのでご覧いただけます。皆様のご参加お待ちしております！

①同封のコンビニ振込用紙を利用してお支払いの場合

コンビニエンスストア・ゆうちょ銀行・郵便局で利用いただけます。
(払込取扱票裏面をご確認ください)

払込取扱票に記載されている金額は前回はご入金いただいた金額です。金額を変更して寄付いただく場合は、この振込用紙をご利用の上金額を訂正されて、ゆうちょ銀行または郵便局をご利用の上払い込み下さい。コンビニエンスストアでは金額変更は受けられません。

(なお、集金代行会社のシステムの都合上、12月16日以降のお手続きは翌年の入金扱いになります)

その他の方法でお支払いの場合は裏面をご覧ください

②銀行振込によるお支払い

振込人名義のお名前前に会員番号(表の左上のお名前下の番号)を必ず入力し、下記のとおりご入力ください。
(恐れ入りますが、振込手数料はご負担下さい)

「会員番号 + お名前(または会社名)(例: NI23456 オウゴンタロウ)」

■みずほ銀行 / / 口座番号: /
口座名義: トクヒ ゴールドリボン ネットワーク

■三菱UFJ銀行 / / 口座番号: /
口座名義: トクヒ ゴールドリボン ネットワーク

■ゆうちょ銀行 / / 口座番号: /
口座名: トクヒ ゴールドリボン・ネットワーク

(恐れ入りますが振込手数料はご負担下さい)

④口座振替へ変更をご希望の場合はお問い合わせください。

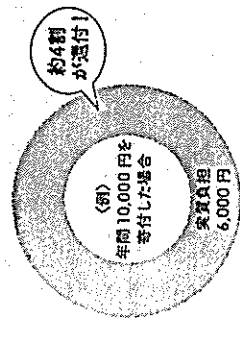


お問い合わせは
こちらから

当法人は寄付金控除の対象です

確定申告をすることで、寄付金の約40%が戻ってきます。
税制優遇措置を受けるためには当法人が発行する受領書が必要となります。

例えば年間10,000円寄付した場合、
最大4,000円の所得税控除を受けることが可能です。



詳しくはこちらを
参考にして下さい。



以下に該当される方は、ホームページのお問い合わせフォームへご連絡ください。

- (1) 名前の公表を希望されない方 ※広報紙等で支援者の名前を公表する場合があります。
- (2) 社名、代表者名、住所等、登録内容に変更があった方

お問い合わせ先

認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク 担当: /
ホームページ お問い合わせフォーム <https://goldribbon.jp/enquiry/index.html>
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2丁目21番8号目白襟マンション204
Eメール: npo@goldribbon.jp
TEL: 03-5944-9922 (10:00~16:00)



歩いて知るう、小児がんのこと



【東京】お台場・シンボルプラムナード公園 セントラル広場およびその周辺

募集期間 2023年3月23日(木) 14:00から 4月21日(金) 23:59まで **定員** 3,000名

参加費 大人:1,500円(オリジナルバッグ付き) 小中学生:700円(オリジナルバッグ付き) 未就学児:無料(オリジナルバッグ付き/当日着席)

お申込みはコチラ



わたしたちはゴールドリボンウォーク2023を応援しています

主催 特別協賛 協賛

Affac Gold Ribbon Network

ゴールドリボンウォーク2023

お申し込み・問い合わせ先

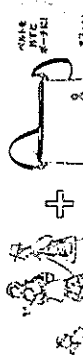
TEL: 03-6732-8477 / 平日 9:00-18:00

選べる小児がん支援のカチ

一部経費を除き小児がん支援として寄付されます

申込み方法

① 「ウォーキングイベント参加 + オリジナルバッグ」で応募!

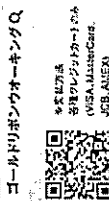


大人1,500円/小中学生700円

② 「西暦」で応募!



③

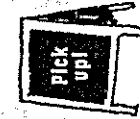


ゴールドリボンウォーキングQ
※支払方法
※クレジットカードのみ
(VISA,MasterCard,
JOB ALISA)

申込方法は公式サイトから!

歩いて応援! ゴールドリボンウォーキング!!

小児がん支援のシンボルマークである「ゴールドリボン」のグッズを身に著けたウォーキングでその存在を伝え、小児がんという病気を理解していただくキッカケをつくっています。



日本における小児がんの現状

毎年新たに2,000~2,500人の子どもたちが小児がんを発症していると書われています。現在では医療の進歩により約80%の子どもたちが治るようにもなりましたが、残念ながら年間500人もの命が失われている現実もあります。

数字で振り返る
ゴールドリボン
ウォーキングの歩み



2007年
東京からスタート
54,000人以上
が参加 (約4人)
4,000万円以上
の寄付をお届け
DONATE

昨年

昨年、小児がん病院や研究機関、支援団体などを35団体に400万円以上をお届けしました。



Program

~2023年のプログラム~

出発式

小児がん経験者からのメッセージ

ミニライブ

テーマソング「WE ARE ONE」のスペシャルライブ!

ウォーキング

お台場をぐるっと一周
当日運べ32つのコース!



お問い合わせ

TEL 03-6732-8477
(平日 9:00-18:00)

感染症対策

① 本大会は原則としてマスクの着用を推奨しています。マスクの着用が困難な方は、会場でのマスクの着用を推奨しています。
② ウォーキング中のマスクの着用は推奨していません。
③ そのほか詳しくは、公式サイトを参照してください。

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
					16

94068
Enejet
ドットコーヒ

系内品書(金真山又書)
 (株)ENEOSシエネレーションズ
 香芝インターSS
 奈良県香芝市尼寺2-340
 TEL:0745-78-7757
 2023/04/22(土)08:42

ガソリン代

レギュラー
 000260 ¥4526
 29.58L @153.0 L- 8 N-22
 アプリクーポン適用(2004)
 4円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,526
 (10%対象 ¥4,526
 内消費税 ¥411)
 合計 ¥4,526
 ENEOSポイント残高 20P
 承認No. 0031403
 支払方法 一括

オドメーター

事前払い OK
 端末処理通番 13050
 ENEOS SSアプリID 0001606605
 EneKeyID

94,068Km

※本書保管上のお願い!!
 財布・手帳等にはさんで保管頂く
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。

★ドリンク&フード30円引き!★
 今ならこのレシート持参で
 ドリンク&フード30円引き!
 ∞このチケットを店内へ
 5/7まで有効
 No.2923 担当:0777
 POS番号01

領収書等添付用紙

会派・議員名 清水 勉

[2023年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率で按分
17	5.4.26	2,170.-	50%	1,085.-	

NHK 受信料(4月～5月分)のうち4月分を充当

NHK 放送受信料領収証

清水 勉事務所 様
 お客様番号 086-5881-981 振替日 令和 5年 4月26日

領収金額 (消費税を含みます) 4,340 円	お支払期間 令和 5年 4月 ~ 令和 5年 5月
	件数 衛星契約 1

取扱金融機関 南都銀行	支店(所) - 科目 - 口座番号 [REDACTED]	次回振替予定日 令和 5年 6月26日
----------------	---------------------------------	------------------------

※個人情報保護のため口座番号は下3桁のみ表示
 上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。

日本放送協会

お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077
 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515
 放送番組についてのご照会 0742-30-0300

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

領収書等添付用紙

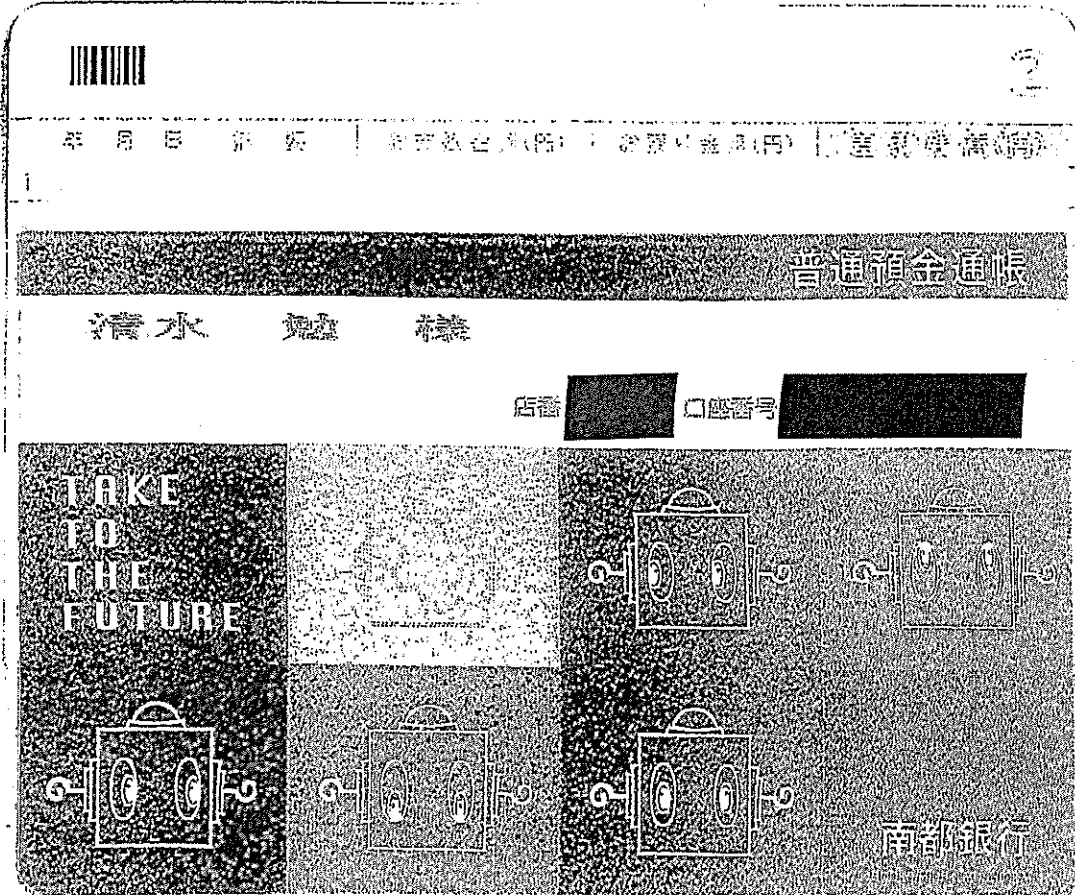
会派・議員名 清水 勉

[2023年4月請求分]

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動と後援会活動で按分
18	5.4.26	3,024.-	50%	1,512.-	

奈良新聞 (4月分)



05-04-26 口座振替

3,024 シンクタンクイ(SMF)

領収書等添付用紙

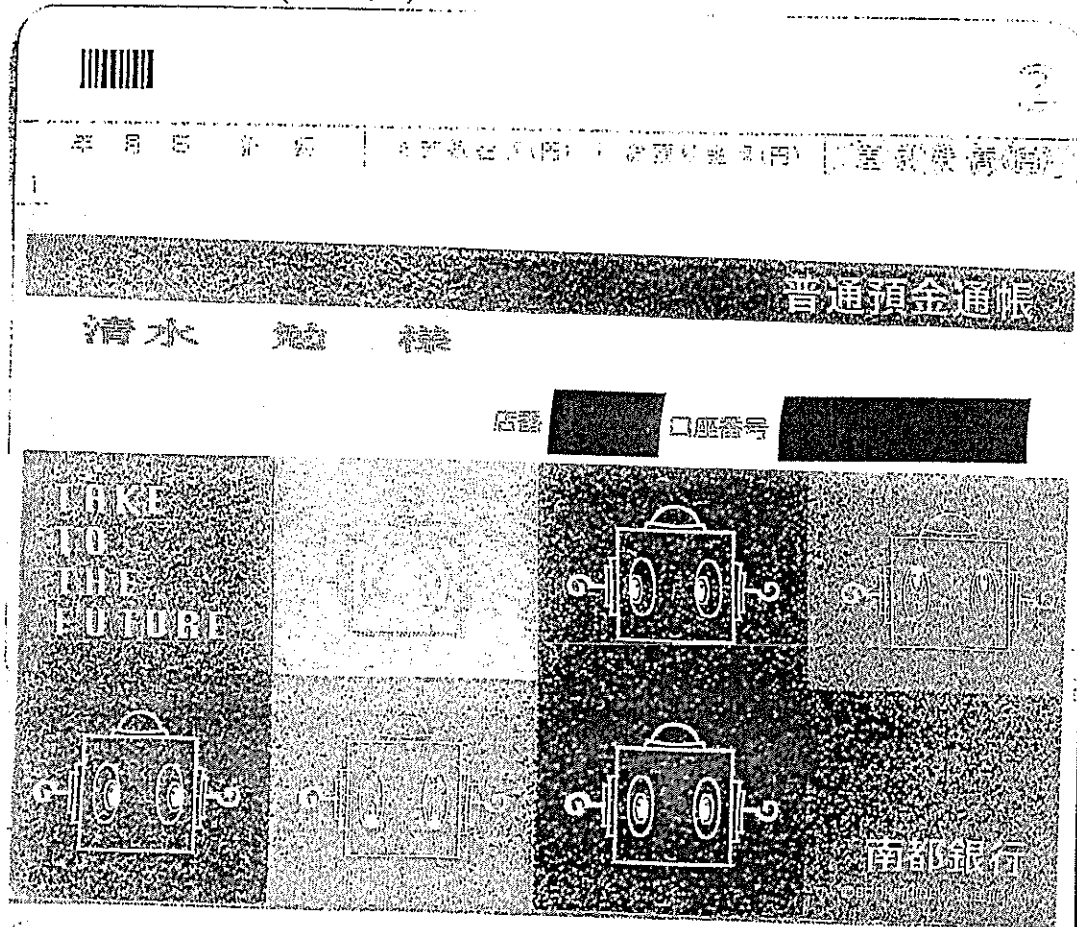
会派・議員名 清水 勉

【 2023年4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所賃借料と同率で按分
19	5.4.28	920.-	50%	460-	

事務所水道代 (3月分)



05-04-28 水道

920 サイト"505/03

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	株式会社 奈良新聞社			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率75% その理由 (飲食を伴う意見交換会の経費を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 新たな奈良県の創生、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換を行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の講演会、年2回の視察研究会</p> <p>◆参加者の状況 地方議員のほか、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>○本県の諸問題の把握に努め、本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	R5年4月分 60,000×1/12 =5,000	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会の経費を含む)	3
	合計	¥5,000円 (75%が政務活動費、¥3,750円)		
備考	添付資料：新生奈良研究会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内
に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年4月20日				
表題	奈良県議会議員 清水 勉 公式ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宣、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (後援会・政党支部へのリンク)				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 議員のプロフィール等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	レンタルサーバー料	AUC	月¥6,380	定額	14
	※ 50% 充当 6,380×50%=¥3,190 円				
備考	ホームページアドレス : http://www.t-shimizu.jp				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

サーバーホスティング契約書

委託者 奈良県議会議員 清水 勉 (以下「甲」という。)と受託者 株式会社 アジア・ユナイテッド・コンピューティング (以下「乙」という。)は、この契約に定める条件でサーバーホスティングに関する契約を締結する。

(契約約款)

第1条 「甲」は、「乙」のWebホスティング・フレンズプランサービス契約約款の各条項を承認のうえサービス契約をするものとする。

(ホスティング利用内容)

第2条 月額ホスティング費用 5,800円 (消費税別途)
サーバー年管理費用 11,800円 (消費税別途) 2月

(契約の解除)

第3条 「甲」が解約を申し出る場合は、解約予定月の3か月前までに申し出るものとする。

(自動継続)

第4条 「甲」から解約の申し出が無い場合又は「乙」の料金の改定が無い場合は次年度に自動継続するものとする。

(その他)

第5条 本契約に定めのない条項は「甲」・「乙」協議して定めるものとする。

平成29年4月1日

住 所 636-0023
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

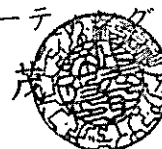
「甲」 奈良県議会議員 清水 勉 事務所

氏 名 清水 勉

住 所 630-8002
奈良県奈良市二条町2丁目2-7 武田ビル2F

「乙」 株式会社アジア・ユナイテッド・コンピューティング

氏 名 代表取締役 正 木 茂



第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年4月20日			
年会費名	2023年度ゴールドリボン会員寄付 (継続分)			
相手方	認定 NPO 法人ゴールドリボン・ネットワーク			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 小児がん経験者の QOL(生活の質)向上のための支援、小児がんの治癒率向上のための研究支援、小児がんの情報提供と小児がんへの理解促進の3つの活動方針に基づき様々な活動に取り組む。</p> <p>◆本会の活動頻度 活動報告会と会報、年1回送付あり。</p> <p>◆参加者の状況 個人や法人の会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2023年度 ゴールドリボン 会員寄付(継続 分)	2,000 円	活動報告会、会報の発行	15
	合計	2,000 円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：2022年度 事業報告書 特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2022年度 事業報告書

特定非営利活動法人 ゴールドリボン・ネットワーク

1 事業の成果

2022年度は新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」と記載。）の影響を受けながらも、小児がんの子どもたち及び家族への支援を強化しつつファンドレイジングの強化にも努めた。その中で奨学生数の拡大、新規事業の試験的開始等を行い、イベントについても3年振りに東京と京都で対面でのウオーカーイベントの開催を支援することができた。また、2022年10月が認定更新時期であったことから、4月に認定更新の申請を行った。COVID-19の影響で11月に東京都の更新のための審査がおこなわれ、滞りなく認定更新の認証を得た。

[1] 収入

2022年度の収入実績は191,040,660円で、2022年度予算108,836,000円の76%増と大幅に上回った（対2021年度+64%）。これは多額の遺贈寄付（約4,000万円）、東京マラソン等による寄付（約2,500万円）、企業による支援の取組が大幅に増えたこと（商品販売に比例した寄付、コンサートイベントでの募金活動。対前年比約1,500万円）により一献寄付が大きく伸びたことによる。また、会員寄付についてはHP、SNS等の内容の充実等の効果もあり、2022年度収入は個人が約1,630万円で2021年度比+230万円（2020年度比+770万円、2019年度比+1,010万円）、法人が約1,300万円で2021年度比+40万円（2020年度比+300万円、2019年度比+830万円）と、引き続き前年を上回った。

なお、今後安定的な収入確保のためには、マンスリーサポーター（毎月の寄付）の増加が必要と判断し、マンスリーサポーターとしての加入を呼びかけるチラシ等を作成し、イベント等（外部団体によるチャリティイベントを含む）での配布によりその普及に努めた。結果、2022年末は230人（2021年末164人）に増加した。

助成金については、2022年度事業を対象とするもの（2021年度中に採択・入金されたものを含む）は6件、約270万円を受けることができた（内訳：ひとり親世帯支援100万円、奨学金96万円、ニット帽・マスク47万円、奨学生交流会27万円）。

支援自動販売機は、支援企業からの紹介等でCOVID-19禍の中でも26台が増設された。一方、COVID-19の影響によるテレワークの拡大によるオフィススペース削減や出版社削減の影響を受けて自動販売機の数は減っており、合計23台が撤去となり、全体では3台の増加に止まった（2021年度は27台減少）。

古本募金は、3月に買い取り業者であるパリュージュブックスによる500円上乗せキャンペーンが1週間実施された他、12月の1か月間当法人独自（パリュージュブックス企画）の買い取り額10%アップキャンペーン

ーン（そのうち12/1～12/25は古本買い取り業者パリュージュブックスによる10%アップキャンペーンと重なり合わせて20%アップ）等を行い、2021年度より11件、約3万円の増収となったが、2020年度比では120件、約15万円の減という残念な結果となった。

2021年11月より、古物取引業者との提携により、古物の買取金を当法人への寄付とする「お宝エイド」を実施し、2022年3月より入金開始となった。2022年度の実績は約50万円。

[2] 小児がんの子どもたちの生活の質の向上のための支援事業

2021年度もCOVID-19の小児がん患児・経験者やその家族への影響は続いており、その対応を含めて当法人の事業活動を強化した。

① 交通費等補助制度

小児がんを治療中の患児のCOVID-19の感染予防の観点から、通院にあたって医師により公共交通機関の利用が禁止され、自家用車、レンタカー、タクシーでの移動を余儀なくされている状況は2022年度も続いた。また、付添者が安価に利用できる宿泊施設（ファミリーハウスなど）では果を越えた移動をした直後の数日は利用ができないなどの制限がある場合は民間のホテルを利用せざるを得ず、その宿泊費の負担が増加した。また、宿泊施設利用時に自己負担でPCR検査を求められることも支出増となった。更にCOVID-19により事業や仕事に影響を受け収入が減少した世帯も引き続き起きている。

一方、当制度が拠点病院等で患児・家族向けのガイドブックに掲載されたり、病院の紹介等で、申請数、支給金額共に大幅に増加した2020年度（161件、2,306万円）から、2021年度はさらに申請数、支給総額が増加（191件、2,672万円）。その状況から2022年度も増加傾向することが予想された。この為、制度を継続的に運営できるように支給対象の内、所得が比較的高い層（主に年収500万円以上の世帯）の支給基準を改正した。その結果、2022年度の実績は申請178件、支給総額2,601万円となったが、1件当たりの支給額を見ると14万5000円で2021年度の約14万円とほぼ同額であった。

①-2 ひとり親世帯支援制度（新規）

日本の子ども貧困率は高く（貧困率13.6%；2021年度厚生労働省調査）、特にひとり親の場合は2人に1人が貧困という先進国最低水準にある。ひとり親世帯は非正規・パートの割合が高く、子どもに小児がん治療が必要となった場合、入院が長期に渡るため退職を余儀なくされるなど、経済的に厳しい状況に置かれている。また、仕事を継続できる場合でもCOVID-19の影響により収入に影響を受けている世帯も多い。

こうした入院治療が必要となった小児がん患児を抱えるひとり親世帯の入院時の諸費用や収入減を少しでも補うことを目的に、ForChildren 基金の助成金100万円を得て「ひとり親世帯支援制度」を開始した。結果、交通費等補助制度の対象世帯のうち、年収300万円未満のひとり親世帯に5万円を支給し、18世帯、総額90万円を支給した。（助成金の残金10万円は2023年に繰り越して支給する）

② ゴールドリボン奨学金

小児がん患児や経験者は晩期合併症を抱えながら、自らの夢を叶えたいと大学等への進学を希望し、学

ぶ意欲の高い子どもも多い、一方で家庭の経済的問題から進学をあきらめざるを得ない子どもも多い。特に晩期合併症の治療を継続している場合、医療費の補助がなくなる20歳以降の経済的負担に不安を抱え、進学を躊躇する子どもたちもいる。そういう状況の中でこの奨学金は子どもたちへの大きな支えとなっている。2022年度の奨学金支給実績は、奨学生63名(2022年春入学14名)、支給総額1860万円となった。

2023年度入学予定者の奨学金への応募は、35名。2022年度は前述のとおり東京マラソンや遠征により大幅な収入増を実現できたため、2023年度と2024年度で各20名程度の奨学生を新たに採用できるよう5,000万円を新たに特定産産に積み立てた。2023年度の応募者を選考した結果、2022年度の14名採用から大幅に増やし、21名(4年制16名、2年制5名)の奨学生を新たに採用できた。

② 一 奨学生交流会

小児がん再発や晩期合併症や再発による体調悪化等の様々な困難、小児がん経験者であるが故の学生生活や就職活動の課題などについて身近に相談相手を見つけにくい、更にはCOVID-19の影響による業のオンライン化など学校での人間関係構築が難しく孤独を感じる学生が少なくない等の課題解決の一助として、昨年度に引き続き奨学生交流会を実施した。昨年はオンラインで実施したが、今回は対面とオンラインのハイブリッド形式とし、対面で6名、オンラインで3名が参加し、同年代の小児がん経験者特有の悩みや、将来への夢や取組などについて語り合い、体験を共有した。また、小児がん経験者の先輩である医師と会員の2名が、講演及び懇談会のファシリテーターとして参加した。

③ キャンプ助成

7団体を採用したものの、COVID-19の影響により2団体が開催中止となった。助成した5団体を合計したイベント参加者は140名、うち患児41名であった。

④ ニット帽・ニットマスコッププレゼント

ニット帽248枚(2021年度278枚)、ニットマスコックは446枚(2021年度592枚)であった。リコー社会貢献クラブ・FreeWill30万円、デンソーはあとよと基金15万円を原資として実施した。

⑤ サバイバーネットワーク

ご招待イベント(柏レイソル選手とのオンライン交流会、アフラッククランシックチャリティコンサート、他)、小児がんに関するシンポジウム(DIPG市民シンポジウム、がん患者ニーズ調査、他)等を案内した。登録者は942名と対前年比で約300名増と大幅増となった。

【3】小児がん治療等研究助成

小児がんを治る病気に、という想いで行っている治療率向上及びQOL向上のための研究支援は、2022年度は応募件数23件(内治療率向上21件、QOL向上2件)となり、内14件(内治療率向上13件、QOL向上1件)が選考委員会にて採択された。その助成金額1,276万円。また、留学支援については東京小児がん研究グループ(TCCSG)が選考した中野薫子医師(東京大学医学部附属病院小児科)のカナダのThe Hospital for Sick Childrenへの留学を支援した。

【4】小児がんに関する情報提供・理解促進

オンラインイベントだけでなく、2022年度はCOVID-19の感染防止対策を取った上でほぼリアル開催のイベントもあった。

① ウォーキングイベント

東京・お台場での小児がん啓発イベントであるゴールドリボンウォーキングは、3年ぶりのリアル開催で実施した。屋外イベントであるものの、参加人数を制限し、密になるブース設置を控えるなどの感染対策を行い、参加者は1,800人以上となった。出発式では小児がん経験者2名が体験をスピーチを行い、小児がんの子ども達の応援歌である『WE ARE ONE』を歌手の中山圭以子氏と小児がん経験者も参加したバンドによる歌唱と演奏を行った。当法人は実行委員会メンバーとして参画し、特別協賛した。イベントからの寄付総額約420万円を病児、こどもホスピス、患者会等35カ所へ寄付する予定である。

また、京都府立医科大学の創立150周年記念イベントとして同大学主催で鶴川治いの遊歩道を歩くウォーキングイベントが実施され、当法人は開催の支援を行い、約1,000人が参加した。初めて大学病院の隣で会場が大学病院の構内であったこともあり、より身近に小児がんを感じられるイベントとなった。東京同様、小児がん経験者による体験談や小児がん経験者である谷口叶夢さんのインタビュ動画を放映、『WE ARE ONE』の演奏も行われた。

② Gold Ribbon Month 2022 (9月小児がん啓発月間オンラインイベント)

昨年度から開始した世界小児がん啓発月間(9月)の啓発イベント「Gold Ribbon Month」を2022年度も実施した。今回はイベントのテーマを「大切なもの」とし、テーマに沿った小児がん患児・経験者によるオンライン作品展と、小児がん患児3名小田ましろさん、山口知真さん、関口潤さんと彼らのご家族のインタビュ動画を制作しHPの特設ページに掲載、動画は3本合計で約15万回視聴された。また、『ゴールドリボン通信』やHPに国立病院機構名古屋医療センター小児科医長 前田尚子医師による「小児がんを語る」(文章)も掲載し、その理解の普及を図った。

加えて、特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ(JCCG)が9月に実施したGlobal Gold September Campaignに賛同団体として参加した。

2. 事業の実態に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益者範囲	受益者人数	事業費(千円)
(1) 小児がん支援のためのゴールドリボン普及事業	<p>①提携商品を通じて一般の方々にゴールドリボンや当法人の活動の認知を高めると共に、支援自動販売機での普及活動を継続した。</p> <p>②東京・お台場で開催されたゴールドリボンウォークイベントに実行委員会のメンバーとして参加すると共に、特別協賛し、ゴールドリボンと小児がん支援活動の普及を行った。</p> <p>③京都府立医科大学の150周年記念イベントの一環として開催されたウォークイベントに企画参加及び協賛し、ゴールドリボンと小児がん支援活動の普及を行った。</p> <p>④東京レガシイハーバマフロンに寄付先団体として参加し、チャリティブース等での情報発信などの普及活動を行った。</p> <p>⑤外野団体が主催するチャリティイベント等で当法人の小児がんの理解・支援の普及を行った。</p>	通年	全国	8名	一般市民	延べ270万人(自販機等販売商品の原価費を含む)	25,558
(2) 小児がんの治療向上のための研究、開発者支援事業 (3) 小児がん患者の生活の質の向上のための研究支援事業	<p>①一般公募による応募23研究グループから、選考委員会により決定された14の研究グループへ助成を行った。</p> <p>②日本小児がん研究グループ(JCGG)等研究団体への助成を行った。</p> <p>③東京小児がん研究グループ(JCGG)エカランシンポジウムで発表された研究者1名の海外留学を助成した。</p>	通年	全国	3名	医師 研究者 研究機関	0~15団体 100名	22,401

<p>①公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーション推進センター (TRI) との協働事業として、米国NCI(作成)のPDQの小児がん情報の日本語版作成を支援した。</p> <p>②9月の世界小児がん啓発月間に合わせたオンラインイベント「Gold Ribbon Month 2022」の中で、小児がん風見・経験者によるオンライン作品展を実施し、小児がん経験者による体験談のインタビュー動画を公開した。</p> <p>③2021年度活動報告書、ゴールドリボン通信21号を発行し、支援者、寄付者及び当法人の活動に関心のある個人・法人へ配布した。</p> <p>④当法人の活動報告や、小児がんに関する情報をホームページSNSで情報発信した。</p>	<p>一般市民、小児がん風見、経験者とその家族</p>	4名	インターネット	通年	7,654
<p>①日本で小児がん治療・研究を専門とする、小児がん拠点病院、総合病院等200以上が参加する日本小児がん研究グループ(JCGG)の支援者総会にメンバーとして参加した。</p> <p>②小児がん経験者の集まりであるサイバーネットワークへの情報発信は、支援者が前年度より300名近く増えて942名となった(前年度657名)</p>	<p>医師 研究者 研究機関 風見、経験者、家族</p>	4名	全国	通年	1500人
<p>(6) 小児がんに関するシンポジウム、講演会事業</p>	<p>①当法人を支援する企業に招かれ、小児がんの現状及び当法人の活動について講演・対談を行った。</p>	2名	全国	通年	3600人

<p>(7) 小児がんの知識、理解の普及、啓蒙事業</p>	<p>①ヨーロッパポロワウオーキングを通して小児がん経験者の体験談を発表し、小児がんの理解と子ども達への支援の輪を広げた。また、小児がん患者・経験者のための応援歌「We Are One」を発表した。</p>	<p>通年</p>	<p>全国</p>	<p>10名</p>	<p>一般市民</p>	<p>3000人</p>	<p>4,035</p>
<p>(8) 小児がんの子どもたち（患者、経験者を含む）の生活の質向上のための支援事業</p>	<p>①奨学金については、全国の小児がん経験者の大学生への奨学金（予約採用型、給付型）を63名に給付し、2022年度からの新規受給者として新たに21名を決定した。</p> <p>②小児がん患者とその家族が治療のため遠隔地の病院へ行くための交通費・宿泊費等の支援をのべ178家庭に行った。そのうち年収300万円未満のひとり親18世帯には、ひとり親世帯支援として入院一時金も支給した。</p> <p>③小児がん患者、経験者やその家族を支援する団体が実施するキャンプ、イベントへの支援は、6団体に対し支援をした。</p> <p>④小児がんの患者に向けて、ニット帽子と、昨年からは引き継ぎマスクも希望者にプレゼントし、ニット帽246枚、マスク448枚を配布した。</p> <p>⑤株式会社メディアカルノートと提携し、小児がん患者・家族のための無料オンライン医療相談事業を行った。</p>	<p>通年</p>	<p>全国</p>	<p>5名</p>	<p>小児がん患者、経験者とその家族</p>	<p>1000人</p>	<p>54,661</p>

特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区西池袋2丁目2番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して小児がんに関する情報提供、普及・啓発及び研究支援の事業を行うと共に小児がん(思春期・若年成人 [AYA] 世代のがんを含む)の子どもたちへ支援等の事業を行い、小児がんの子どもたちが安心して生活できる社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもへの健全育成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 小児がん支援のためのゴールドリボン普及事業
- (2) 小児がんの治癒率向上のための研究・開発者支援事業
- (3) 小児がん経験者の生活の向上のための研究支援事業
- (4) 小児がんに関する情報収集及び情報提供事業
- (5) 小児がんに関する国内外の専門家、団体、研究会事業
- (6) 小児がんに関するシンポジウム・講演会事業
- (7) 小児がんの知見、理解の普及・啓発事業
- (8) 小児がんの子どもたち(患児、経験者、及びその家族を含む)の生活の質向上のための支援事業
- (9) その他目的達成をするために必要な事業

第2章 会員

(正会員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会した個人を正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めぬ。
2 正会員として入会しようとするものは、所定の様式により、理事長に申し込むものとする。
3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 既に納入した会費は、返還しない。

(正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そし宣告を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(ゴールドリボン会員)

第12条 正会員とは別に、この法人の目的に賛同し継続的な寄付により事業を後援しようとする個人及び法人その他団体を、ゴールドリボン会員とする。
2 ゴールドリボン会員に關する必要事項は理事会において別に定める。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができ、

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることがで

さない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合又は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (6) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規程にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(次員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えたる者が欠けたときは、選挙なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の職務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 増設及び合併
- (3) 正会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員の会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)
- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合には、正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(総会での議決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等

なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議がなされたときは、あらかじめ通知した事項については、議事録を作成しなくてもよい。

- (1) 議会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 議会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、全理事の半数以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者については、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなくてもよい。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(臨時の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を
し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を要しなければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の
3以上の多数による議決を要し、かつ、法第25条第3項に規定する事項について
は、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければなら
ない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 財産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の
3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなら
ない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したと
きに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決
された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以
上の議決を要し、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行
う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、こ
の法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理
事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。
い。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終ら
る。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成
し、総会の議決を要しなければならない。

(算定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき
は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準
じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事長の議決を経て、既定
予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関す
る書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受
け、総会の議決を経てなければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(職員の任免)
第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)
第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 顧問

(顧問)
第57条 この法人に顧問を置くことができる。顧問は、理事長がこれを委嘱し、この法人の業務の執行に関し理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

第11章 雑則

(総則)
第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	松井 秀文
理事	上田 茂
理事	牧本 敦
理事	川西 由美子
監事	伊藤 齊
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(年会費)

1. 正会員 5,000円
2. ゴールドリボン会員 (1口) 2,000円 (1口以上)
3. 賛助会員 (1口) 10,000円 (1口以上)

7 この定款は、令和3年9月8日から施行する。

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 北葛城郡王寺町太子3丁目1-15 電話 0745-31-3710 延べ床面積 29.16㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 ㎡ (a) うち政務活動使用面積 ㎡ (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 300時間 (a) うち政務活動使用時間 150時間 (b) (b) / (a) = 150 / 300 → 按分率 1 / 2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会事務と時間按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 〇〇〇〇 (以下、「甲」という。)、賃借人 奈良県議会議員
清水 勉 (以下、「乙」という。)は、本日、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

(物件)

第1条 甲は、次記載の建物(以下「本件建物」という)を乙に賃貸し、乙は、これを賃借することを承諾する。

所在地 : 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900番11地内事務所
(住居表示 : 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15)

(賃料)

第2条 賃料は1か月金5万円とし、乙は毎月末までに翌月分の賃料を甲に支払う。(一部期間の一括支払いを妨げないが、その場合は前納とする。)

2 諸物価、公租公課その他の負担の変動により、又は、近隣の賃料と比較して前項の賃料が著しく不相当となつたときは、甲・乙協議のうえ賃料の増減をすることが出来る。

(契約期間)

第3条 本賃貸借契約の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とする。

2 本賃貸借契約期間満了のとき、双方から解約の申し出がない限り自動更新するものとする。

3 甲又は乙が、本賃貸借契約を解約するときは、相手方に対して書面をもって解約の申し入れをしなければならない。この場合、甲が解約の申し入れをする場合には3か月前にしなければならない。乙が解約の申し入れをする場合には3か月前にしなければならない。

4 本賃貸借契約は、甲が解約する場合は、乙が解約申し入の書面を受け取つた日から6か月後に、乙が解約する場合は甲が解約申し入の書面を受け取つた日から3か月後に終了するものとする。

(使用目的)

第4条 乙は、本件建物を事務所としてのみ使用するものとする。

2 乙が前項の使用目的を変更しようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けなければならない。

(行為の制限)

第5条 乙は次の行為を行ってはならない。

① 本件建物を、増築、改築、大修繕し、またはこれに造作を加えること。
② 本件建物の全部もしくは一部について、転貸もしくは賃借権を譲渡すること。

2 乙において止むを得ない事情により、前項の行為をしようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けるものとする。

(契約の解除要件)

第6条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

① 賃料を2回以上延滞したとき。
② その他本契約に違反したとき。

2 前各号に掲げるもの他、乙において甲乙間の信頼関係を破綻する行為があったとき。

(原状回復)

第7条 乙は、期間満了、合意解約、解除等により本契約終了後甲から明け渡しを求められたときは、ただちに本件建物を原状に復し、甲に明け渡すものとする

2 乙が、前項の明け渡義務の履行を遅滞したときは、損害金として期間満了の日または契約解除の日より明け渡しを終了した日まで日割計算をもって、賃料の倍額に相当する使用損害金を支払うものとする。

(権利放棄)

第8条 前条による本件建物明け渡のとき収去されなかつた物件は、乙が第5条第2項により付加した造作を除き、すべて甲の所有に帰し、たとえ乙がそのために損害を蒙っても甲に対して何等の請求をしないものとする。

(保証金)

第9条 甲は、乙に対して本契約締結に対する保証金を免除する。

(負担区分など)

第10条 乙は、本契約期間中の本件建物の光熱水費を負担する。

2 乙は、契約期間中において本件建物及び周辺の維持管理を適切に行い、近隣に迷惑をかけるはならない。

(その他)

第11条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲・乙合意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲・乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年4月1日

賃貸主(甲) 住所 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-13



氏名



賃貸主(乙) 住所

奈良県議会議員



清水 勉

氏名

駐車場賃借契約書

名称	美しヶ丘モータープール		
所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目9000-58		
駐車料	金 8,000円也	保証金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月 / 日 ~ 平成29年7月30日	指 定 駐車番号	27
駐車料金振込先	奈良中央信用金庫 口座番号	美しヶ丘モータープール 口座名義	

下記貸主(甲)と下記借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。
平成28年7月26日

(貸主) 住所 氏名 電話番号
 (借主) 住所 氏名 電話番号
 車種名




第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。
第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第8条 この都合による中途解約及び契約違反による契約解除の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を放なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされずに解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに搬去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損傷を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方的に契約を解除することができる。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した箇所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと。又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000円を乙は甲に支払うこととする。

美しヶ丘モータープール
 株式会社
 〒636-0023
 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目15
 清水 勉
 0745-31-3710

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名  住所  電話番号 
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料(賃金)	950円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[Redacted]	生 年 月 日
氏 名	[Redacted]	[Redacted]
現 任 所	[Redacted]	[Redacted]
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31日まで	
就 業 場 所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15	
仕 事 内 容	一般事務、後援会活動補助事務	
就 業 時 間 (休憩時間)	(午前) 午後 9 時 00 分から 午前・(午後) 5 時 00 分まで (うち週15時間程度) (12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間)	
休 日	申請による	
給 与 (賃 金)	時給 950円 ※ 時間外勤務は、法規定による。	
給 与 支 払	月末締 翌10日払 (勤務時間 60hr/月を標準とする。)	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 令和 5 年 4 月 1 日 奈良県議会議員 雇 用 者 清水 勉 [Redacted] </div> <div style="margin-left: 100px;"> 被雇用者 [Redacted] </div>		

マイナンバー ;

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	住所	生年月日												性別	雇入年月日	31.4.1		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				賃与1	賃与2
労働日数		18																18
労働時間数		79.25																79.25
時間外労働		34.25																34.25
休日労働																		0.0
深夜労働																		0.0
遅刻早退		0.50																0.50
基本給		75,288																75,288
																		0
																		0
勤怠減額		-475																0
時間外手当		32,538																-475
通勤手当(課税)																		32,538
通勤手当(非課税)		4,200																0
課税合計		107,351																4,200
非課税合計		4,200																107,351
総支給額		111,551																4,200
健康保険料																		111,551
介護保険料																		0
厚生年金保険料																		0
雇用保険保険料																		0
社会保険料合計																		0
課税対象額		107,351																0
所得税		3,800																107,351
市町村民税																		3,800
																		0
																		0
控除額合計		3,800																0
差引支給額		107,751																3,800
領収印																		107,751

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日			
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等			
⑤ 給料(賃金)	950円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED] in [REDACTED]	
下 記 の 条 件 で 契 約 し ま す		
雇 用 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで	
就 業 場 所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15	
仕 事 内 容	一般事務、後援会活動補助事務	
就 業 時 間 (休憩時間)	(午前) 午後 9 時 00 分から 午前・(午後) 5 時 00 分まで (うち週10時間程度 12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間)	
休 日	申請による	
給 与 (賃 金)	時給 9 5 0 円 ※ 時間外勤務は、法規定による。	
給 与 支 払	月末締 翌10日払 (勤務時間 6 0 hr/月を標準とする。)	
給 与 振 込 先		
上 記 契 約 期 間 満 了 を も っ て 本 契 約 を 解 消 す る。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和 5 年 4 月 1 日 奈良県議会議員 雇 用 者 清水 勉 [REDACTED]		
被雇用者 [REDACTED]		

マイナンバー :

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	議入年月日	31.4.1
-------	----	------	----	-------	--------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	14														14
労働時間数	50.00														50.00
時間外労働	5.50														5.50
休日労働															0.0
深夜労働															0
遅刻早退															0.00
基本給	47,500														47,500
勤怠減額															0
時間外手当	5,225														5,225
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)															0
課税合計	52,461														52,461
非課税合計															0
総支給額	52,725														52,725
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料	264														264
社会保険料合計	264														264
課税対象額	52,461														52,461
所得税	1,606														1,606
市町村民税															0
控除額合計	1,870														1,870
差引支給額	50,855														50,855
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。